

(写)

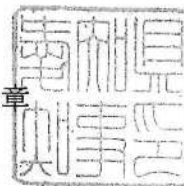
7 環 活 第 211 号

令和 7 年 6 月 24 日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大村 秀章



愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて

(諮問)

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）に基づく環境影響評価の対象事業のうち、工場又は事業場の新設又は増設の事業の規模に係る要件を改めることについて、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電 話 052-954-6211 (ダイヤルイン)

説明

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）では、「製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設又は増設の事業」を対象事業の一つとし、当該事業の規模に係る要件は、工場等で使用される燃料又は原料の量を重油の量に換算したものが1時間当たり11.25トン以上等としております。

条例の施行以降、工場等においては、石炭、重油等から天然ガスや都市ガスへの燃料転換が進展し、大気環境の改善が図られてきました。

また、近年においては、カーボンニュートラルの実現に向けて、中部圏の自治体や経済団体等が一体となり設立した「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」において、水素・アンモニアの利活用促進に資する取組が進められています。

水素、アンモニア及び天然ガス等の燃料は、燃焼時に大気汚染物質の排出が少ないという特性を有しており、他の燃料と同様に重油の量に換算したもので環境影響評価の対象事業とすることは、カーボンニュートラル等の環境改善に向けた事業者の取組意欲や技術革新を阻害するおそれがあります。

そこで、工場又は事業場の新設又は増設の事業の規模に係る要件を改めることについて、貴審議会の意見を求めるものです。

(写)

令和7年6月26日

愛知県環境審議会

総合政策部会長 深澤 龍一郎 様

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓



諮問事項「愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて」の付託について（通知）

令和7年6月24日付け7環活第211号で知事から諮問のありましたこのことについて、貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

担当 愛知県環境審議会事務局

（愛知県環境局環境政策部

環境政策課企画・広報・法規グループ）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）